行経第1354号

平成30年８月22日

大阪府知事　松　井　一　郎　様

大阪府地方独立行政法人

大阪府立病院機構評価委員会

委員長　山崎　芳郎

（事務局　大阪府財務部行政経営課）

意　　見　　書

大阪府地方独立行政法人評価委員会条例第３条及び大阪府地方独立行政法施行細則第８条に基づく、地方独立行政法人大阪府立病院機構の業務実績に係る大阪府知事の評価に対する本評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

　地方独立行政法人大阪府立病院機構の業務実績に係る大阪府知事の評価について、意見はありません。

　なお、評価委員会にて、次年度以降の評価について、別紙のとおり議論があったので、今後の参考とされたい。

別紙

（１）優れた医療スタッフの確保に関する評価について

　　評価番号【９】優れた医療スタッフの確保について、各病院が、府民の生命と健康を支える医療機関として安定した医療サービスを提供していくにあたり、医師等の確保は最重要課題の1つである。とりわけ、近年は外科医師をはじめとする医療スタッフの確保が困難になっているほか、新規採用者の職場への定着や女性の活躍促進等に向けたワークライフバランスの取組も重要になっている。

　　ついては、いわゆる働き方改革法や新専門医制度による影響を踏まえ、これらの課題に対応した取組を適切に評価できる指標の設定が望まれる。

（２）手術待ちの改善に関する評価について

　　評価番号【19】手術待ちの改善について、手術の実施件数を評価指標としているところである。しかし、手術件数には待ち日数の概念を伴わない救急手術も含まれていることから、手術件数の増加が手術待ち日数の短縮に直接的に結びつくものとは言い切れない。今後、より実態を反映しうる指標の設定が望まれる。

（３）法人と大阪府知事の評価方法に係る相違について

小項目評価の実施にあたり、法人の自己評価においては、数値目標の達成数に着目し、定性的な目標の達成状況は付加的に勘案する評価を行っている。

一方、知事の評価においては、定性的な目標も数値目標と同等に評価の算定単位として扱っている。

評価の考え方の違いによって、法人と知事の評価結果が異なる場合もあることから、評価結果の公表にあたり、評価の考え方についても、府民にとって、よりわかりやすい内容に構成することが望まれる。